

資料提供
 令和3年2月12日
 担当：広島県対策本部
 担当者：健康対策課 西丸
 直通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月11日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。
 新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4935例目です。
 本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4935	30	東広島市	2月9日(発症日) 咳, 咽頭痛, 発熱 鼻汁, 倦怠感, 痰 関節筋肉痛, 軟便	2/11	調整中	《医療機関内クラスター関連》 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
 ・再陽性の患者はいません。

《医療機関内クラスターの調査状況》

(単位:人)

区分	対象者数	PCR等検査実施								
		既報告分(令和3年2月9日)				今回報告分			合計	
		実施	陽性	公表番号	実施	陽性	公表番号	実施	陽性	
入院者	26	27	4	県内4829~4831, 4913	0	0		27	4	
職員	103	102	2	県内4860, 4867	1	1※	県内4935	103	3	
合計	129	129	6		1	1		130	7	

※ 陰性結果判明後に発症した職員の再検査を実施し、陽性。

《第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年2月8日~2月21日】》

【広島市の住民, 事業者の皆様へ】

- 外出機会を削減してください(日常生活上必要な買い物などを含めて半分に減らし, 21時以降の外出は更に削減(通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 出勤者割合について5割削減を目標として実施するとともに, 21時以降の勤務を抑制してください。

【県民, 事業者の皆様へ】

- 同居する家族以外との会食等は控えてください(飛沫防止のための物理的な対策を取っている場合を除く)。
- 飲食店を利用される場合には, 「座席の3方をパーテーションで仕切る」, 「他者との間隔を必ず1メートル以上離す」又は「マスク会食を全利用者に徹底」の飛沫感染予防対策や, 換気による感染予防対策を講じている飲食店を利用するとともに, 利用者としてこれらの取組に協力してください。
- 外出機会を削減してください(外出機会を半分に低減(通学や医療機関の受診は制限しない), 出勤者割合について5割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛, 感染拡大地域への往来は慎重に判断(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族, 医療福祉関係者などを, 絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては, 感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害, 患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から, 提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。